

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

公安委員会規則
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一・警務課）…………… 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成18年1月31日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第12条の2の表秋田東警察署の項中「秋田市中通七丁目のうち東日本旅客鉄道株式会社興羽本線東側（秋田拠点センターアルヴェ敷地及び秋田駅東西歩道橋を除く。）の区域（以下「特例区域21」という。）」を削る。
別表第1秋田東警察署城東交番の項中「特例区域21」を削る。
附 則
この規則は、平成18年2月1日から施行する。

目 次

ページ

段

行

張

正

平成十七年三月二十二日（号外第六号）掲載の秋田県公安委員会規則第三号（秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

二九ページ下段終わりから二行目別表第二中

平鹿警察官駐

は

平鹿警察官駐

の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄